

国 地 契 第 7 3 号
平成 1 6 年 3 月 1 日

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)及び建設業法施行規則(昭和24年7月28日建設省令第14号)の一部が改正されたことから、「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)の一部を下記のとおり改正することとするので遺憾なきよう措置されたい。

記

第5第2項第1号中「申請者が、経営事項審査結果通知書」を「申請者が、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第21条の4に規定する通知書(以下「総合評定値通知書」という。)」に、「及び経営事項審査結果通知書」を「及び総合評定値通知書」に改め、同第8号中「建設業法施行規則第19条の12の経営事項審査結果通知書」を「総合評定値通知書」に改める。

同第3項中「作成し送信させるものとする。」を「作成し送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第7号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。」に改める。

同第5項中「、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の2第2項の経営事項審査申請書に準ずる書類、規則第19条の3第1項各号に掲げる書類に準ずる書類」を「、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項第1号から第3号に掲げる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類」に改める。

同第6項中「、規則第19条の2第2項の経営事項審査申請書に準ずる書類及び規則第19条の3第1項各号に掲げる書類に準ずる書類」を「、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項第1号から第3号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類」に改める。

附則

本改正は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。